

## 大分市建設工事等の競争入札に係る設計図書等の閲覧に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）又は建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務若しくは補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に係る設計図書等の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 設計図書及び見積参考資料をいう。
- (2) 設計図書 図面、特記仕様書、工事数量総括表（建築工事を除く。）及び現場説明書等をいう。
- (3) 見積参考資料 土木工事にあつては内訳表等、単価表、数量集計表及び積算条件説明書、建築工事及び設計等委託にあつては内訳表等をいう。
- (4) 電子閲覧 設計図書等を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において閲覧又は取得することをいう。
- (5) 電子データ 設計図書等を電子化したものをいう。

### (電子閲覧に供する建設工事等)

第3条 電子閲覧に供する建設工事等は、本市が発注する建設工事等のうち、電子入札システムを利用して競争入札に付するもので、要件設定型一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名競争入札執行通知書に電子閲覧に供する旨を記載したものとす。

### (設計図書等の電子閲覧)

第4条 契約監理課は、電子データを閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧は、電子入札システムに掲示し行うものとする。

3 第1項の閲覧を行う期間は、公告日又は指名通知の日から入札書受付締切日までとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は平成17年6月1日から施行し、同日以後入札執行通知をするものについて適用する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年11月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

1 この要領は、平成22年3月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際改正前の第7条の規定により現に本市の設計図書等の販売業務を行っている者は、この要領の施行の日から平成22年3月31日までの間は、改正後の第6条第1項の規定に関わらずその設計図書等の販売業務を行うことができる。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際改正前の第6条の規定により現に本市の設計図書等の販売業務を行っている者は、この要領の施行の日から平成29年3月31日までの間は、改正後の第8条の規定に関わらずその設計図書等の販売業務を行うことができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。